

(別表) 不正発生の要因・事例と不正防止に向けた指針

区分	不正を発生させると考えられる要因・「事例」	不正防止に向けた指針
責任体制の明確化	不正防止についての責任体制が不明確 人事異動、経年による管理・運営責任者の認識の低下	取扱規程やホームページ等による責任体制の明確化を図る。
適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	公的研究費使用ルールを理解不足	明確かつ統一的なルールを定め、わかりやすいマニュアル等を作成し、関係者に配付する。
	コンプライアンスに関する意識の低下 研究費が公的資金であることの認識の欠如	関係者の意識向上を図る研修会等を開催する。
不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定及び実施	不正を発生させる要因の把握不足	定期的に内部監査を実施するとともに、庶務課は内部監査部門と連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、体系的に整理し評価する。
公的研究費の適正な運営及び管理活動	予算執行の年度末集中	研究計画に基づく予算執行計画と適切な執行管理、予算状況の把握を行い、必要に応じて改善を求める。
	特定の業者に発注が集中	年間取引額が一定以上の取引業者について誓約書を徴求する。
	納品の事実確認が不十分	検収窓口等による実態確認を徹底する。 検収の流れを教職員等に周知徹底する。
	「旅費の水増しや架空請求」	出張報告時に、出張の事実関係を確認できる証憑等の提出を義務付ける。
情報発信・共有化の推進	不正情報の通報窓口が不明確	学内・学外に対して積極的に周知・公表を行っていく。
モニタリングの在り方	新たなリスクの発生などに対する、現行の管理・監査体制の不備	内部監査部門は、監事及び会計監査人との連携を強化し、監査等を通じて把握した不正発生要因を分析する。内部監査の実施に当たっては、現行の管理体制に不備がないか検証し、あわせて監査計画を立案し、効率化・適正化を図る。